

愛知県警察運転免許試験場整備等事業「要求水準書」に関する質問・回答

本文

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	冊	(冊)	英字		
67	基本方針	3	1	3	(9)				事業者の体制整備について「施設管理やセキュリティ管理に対して・・・人材を配置する」とは、設備員・警備員について常駐でしょうか。それとも提案事項でしょうか。ご教示頂けますでしょうか。	質問の人員の種別を含めて、提案に委ねます。
68	職員数	4	2	2	(3)				当直の方を含め、職員の方の勤務時間（平日、日曜日）が何時から何時かをご教示願います。	勤務時間は、次のとおりです。 ・平日：午前8時45分～午後5時30分 ・日曜日：午前8時30分～午後5時15分 当直時間は、上記以外の時間となります。
69	開庁日時	5	2	2	(4)				開庁時間が午前5時40分～となっておりますが、午前5時40分～受付時間の間、一般来場者は、施設内のどこまで入れることを想定されておりますでしょうか。セキュリティレベルの考え方と併せてご教示願います。	1階及び2階の次の諸室を想定しています。 エントランスホール、赤十字献血、順番待スペース、記載場所、ベビールーム、便所、交通部分 セキュリティレベルは、いずれも資料22のクラス0に該当します。
70	開庁日時	5	2	2	(4)				開庁時間が午前5時40分～となっておりますが、早朝の職員の方々の業務開始前に、施設内に悪意の第三者が侵入するリスクは否めません。施設警備は県が実施されるもので、当該リスクは県が負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者による業務の実施状況が要求水準を満たしていることを前提として、質問のリスクは、事業契約書（案）第4条第40号に該当し、事業契約書に従い県と事業者との間でリスクを負担します。
71	開庁日時	5	2	2	(4)				敷地北西側のトンネルになっている出入口の門を本施設完成後も利用する場合、この出入口の開門時間は表に記載の「午前5時30分～午後9時00分」でよろしいでしょうか。	質問の出入口は、午前5時40分以降に開門し、午後5時45分から午後6時30分の間に閉門します。
72	整備対象施設	5	2	3	(1)				「程度」とは具体的にどのくらいのプラス・マイナスをお考えでしょうか。	「程度」の許容範囲については、提案に委ねます。なお、平成28年10月31日付で公表した「要求水準書（案）」に関する質問・回答No.56も参照してください。
73	整備対象施設	5	2	3	(1)				705台の駐車場には職員用の駐車場が含まれているという理解でよろしいでしょうか。また、職員用駐車場の想定台数をご教示ください。	含みません。また、事業計画地内で職員用駐車場を確保する必要はありません。なお、平成28年10月31日付で公表した「要求水準書（案）」に関する質問・回答No.129も参照してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	冊	(冊)	英字		
74	解体・撤去施設	5	2	3	(2)				設備機器関連の解体撤去にあたり、回収処分（冷媒、吸収液、重油等）が必要でしたら、対象機器・容量等を確認できる資料を開示願えませんでしょうか。	回収処分は、解体・撤去対象施設の解体・撤去工事に含まれます。質問の資料を開示する予定はありません。
75	解体・撤去施設	6	2	3	(2)				既設建物解体後の地盤レベルの算定のため、各棟の地中部分の基礎・ピット等の積算を行う必要がありますが、既設竣工図の閲覧だけでは積算を行うことが困難です。つきましては既設竣工図の内、構造図等基礎の積算に必要な図面は、発行・配布いただけないでしょうか。	要求水準書資料として配付します。
76	解体・撤去施設	6	2	3	(2)				既設竣工図で示されているもの以外には、既設建物・工作物の杭はないものと想定して計画・見積を行うとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（資料を含む）、閲覧資料の建築物が解体・撤去施設の対象となります。
77	解体・撤去施設	6	2	3	(2)				「自動車教習所及び油庫は所有者において解体・撤去する」とありますが、解体・撤去後、所有者が新たに自動車教習所及び油庫を敷地内に整備するとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、整備位置、整備スケジュールを御提示願います。	自動車練習所については未定です。油庫は整備しません。
78	事前調査業務	6	2	4	(1)	ア	(ア)		地質調査については、14頁に「県は、地質調査、騒音調査、地歴調査、交通量調査を実施しており」との記載がありますので、当該調査の実施は必須ではなく、実施の要否は事業者の判断に任せられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	設計・建設期間	7	2	5	(3)				「記載のない施設については、適宜建設工事及び解体・撤去工事を実施」とありますが、いつから現地で工事に着手できますでしょうか。工事開始可能な時期をご教示願います。	記載のない施設については、記載する施設の建設工事にあわせて、適宜建設工事及び解体・撤去工事を実施することとし、かかる実施の時期は提案に委ねます。
80	関係法令	8	2	6	(1)				事業者（SPC）から各業務受託者への発注は、愛知県公契約条例の対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	上水	15	3	1	(4)	ア	(ア)		上水道について、取合点以降を整備対象とありますが、取合点が不明です。取合点はメータ2次側と考えてよろしいでしょうか（メータまで既存利用）。また取合点における口径をご教示ください。	要求水準書資料として配付します。また、取合点をご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
82	下水	15	3	1	(4)	ア	(1)		下水道について取合点以降を整備対象とありますが、取合点が不明です。取合点は最終桝と考えてよろしいでしょうか。資料3にて取合点をご教示ください。また下水道は汚水・雨水分流方式でしょうか。	前段の質問については、要求水準書資料として配付します。 後段の質問については、分流式です。
83	仕上計画	18	3	1	(4)	イ	(1)	b	「省エネルギーに配慮し、各階事務室の窓には網戸を設置すること」とありますが、機能が確保できれば、必ずしも網戸は全ての事務室に設置しなくても構わないと理解してよろしいでしょうか。	防虫、通風性等の網戸の性能が確保されれば、網戸を設置しないことを可とします。
84	設計業務要求水準	19	3	1	(4)	カ	(ア)		マシン室の「機器更新時には各2式設置するので、これを想定したものとしている」とありますがこの項に示す消費電力、発熱量、重量は2式の場合のものを示しているという理解で宜しいでしょうか。	運転免許関係電算機器各1式の消費電力・発熱量・重量です。
85	設計業務要求水準	20	3	1	(4)	カ	(1)	b	非常用負荷の内容に厨房機器の冷蔵庫と冷凍庫等が含まれておりますが、これら機器を非常用負荷とする理由をご教示ください。	食品等の安全確保を目的としています。非常時に食事等を提供することを意図するものではありません。
86	設計業務要求水準	20	3	1	(4)	カ	(1)	e	雷保護については、レベル設定は提案によると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	設計・建設業務	22	3	1	(4)	カ	(1)	k	移転設備の保守点検業務は、県が行う業務と理解してよろしいでしょうか。	県及び県からの委託先が実施します。
88	中央監視設備	23	3	1	(4)	カ	(1)	o	「中央監視設備の監視・操作等は、開庁時間帯は事業者が」とありますが、ここでいう開庁時間帯は、5ページに記載の開庁時間である午前5時40分～午後6時30分よろしいでしょうか。	事業者による業務の実施時間は、次のとおりです。 ・平日：午前8時45分～午後5時30分 ・日曜日：午前8時30分～午後5時15分
89	防犯・入退室管理設備	23	3	1	(4)	カ	(1)	q	「門扉については、宿直室から操作できる錠前を設置すること。」とありますが、この宿直室とは、資料11のN07当直室（試験場）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
90	給排水衛生設備	25	3	1	(4)	カ	(ウ)	d	雨水排水につき、「実施方針」に関する質問で、放流先の基準高の資料等の開示、並びに接続箇所の制限について質問させて頂いており、要求水準書(案)に関する質問・回答No.122(給排水衛生設備)で「入札説明書等にて示します。」とのご回答を頂いておりましたが、入札説明書等に資料がございませんでした。情報開示頂けますでしょうか。	要求水準書資料として配付します。
91	設計業務要求水準	25	3	1	(4)	カ	(ウ)	f	「所轄消防の指導に基づいて計画を行うこと」とありますが、要求水準以上の指導があった場合、その費用は県の負担という理解で宜しいでしょうか。	所轄消防署の指導に準拠し、設置することが要求水準となります。
92	解体・撤去施設	31	3	3	(2)	ア	(ク)	b	実施方針に関する質問・回答No.142において「処分及び措置に要する費用は、入札価格に含める必要はない」ことを確認いただいておりますが、既設建物のアスベスト撤去に要する費用についても、入札価格に含める必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	解体・撤去施設	31	3	3	(2)	ア	(ク)	b	上記質問に対する回答において、アスベスト撤去に要する費用を入札価格に含む場合、見積条件を揃えるため仕様・数量を統一していただく必要があると考えます。 下記の品目及び部位・範囲をお示し下さい。 レベル1：アスベストの施工部位及び数量(図示) レベル2：アスベスト(配管ジョイント・ダクトフランジ関係)の施工部位・大きさ・数量 レベル3：アスベスト(成型板関係)の施工部位・品目	No.92の回答を参照してください。
94	解体・撤去工事	31	3	3	(2)	ア	(ク)	b	既設建物のPCB含有シーリングの調査・撤去(引渡し)は、事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	駐車場の整備	31	3	3	(2)	ア	(ク)	e	建設期間の終了(平成33年2月)までは、身体障害者以外の一般来場者(健常者)用の駐車場(平面駐車場、臨時駐車場を含む)は敷地内には無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
96	引渡し・所有権移転	33	3	3	(2)	ア	(ケ)	c	県が主催される竣工式や内覧会等に要する費用は、県が負担されるものであり、入札価格に含める必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	全体要件	34	4	1	(2)				事業期間終了時に際しては著しい損傷が無いことを県並びに事業者で相互に確認するものとの理解でよろしいでしょうか。 尚、事業期間終了後1年以内に更新すべき事象が生じた場合において、当該事象が前段の相互確認において合理的に予見しえなかった場合は、事業者はその責を負わないとの理解してよろしいでしょうか。	前段の質問について、ご理解のとおりです。後段の質問について、前段の質問にもありますが、本項での実施内容は事業期間終了時に施設を確認するものであり、予見するものではありません。
98	全体要件	34	4	1	(2)				ここでいう「建物の法定耐用年数」は、税制上での耐用年数と解釈してよろしいでしょうか。	施設の供用開始から65年とします。なお、平成28年10月31日付で公表した「要求水準書(案)」に関する質問・回答No.153を「65年とします。」に修正します。
99	業務担当者	34	4	3	(3)				維持管理業務を行うに際しては、業務担当者を必要数常駐させることとありますが、日常清掃や駐車場管理業務のような実務を担当する業務担当者の常駐を意味しており、維持管理業務全体を統括する業務責任者のような役割の職員は常駐しなくてもよいという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	業務担当者	35	4	3	(3)				防火管理者の選任及び防火管理業務は、施設の運営主体である県の業務と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書	36	4	5	(2)	ア			中央監視業務について、監視・操作等は開庁時間帯は事業者が行い、その他の時間帯は県の職員様が行うという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	中央監視業務	36	4	5	(2)	ア			中央監視業務において、保安室に常駐せず遠隔地における監視を可とするとありますが、あくまでも異常監視であり、各設備のON・OFF等の操作までできるシステムでなくてもよいとの解釈でよろしいでしょうか。	提案に委ねますが、本項第一文のとおり「開庁時間帯において、対象設備・機器の監視、操作及び記録を行うこと」としてください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
103	中央監視業務	36	4	5	(2)	ア			中央監視業務において、設備・機器等に異常を感知した場合は、直ちに本施設及び現地に急行し確認のうえ、連絡等適切な処置をとること。とありますが閉庁時間帯に異常を感知した場合、運営に支障をきたさないような設備の軽度異常であった場合は事業者の判断により、翌日の対応となってもよいでしょうか。	対応の要否は県が判断しますので、必要に応じて本施設に急行してください。
104	建築設備	37	4	5	(2)	ウ	(1)		非常照明、各制御盤内のバッテリー類は照明器具のランプ、空調設備のフィルターと同様に県の負担と考えてよろしいでしょうか。	質問の内容は、才 修繕業務に含まれ、事業者の負担となります。
105	建築設備	37	4	5	(2)	ウ	(1)		県の負担となる照明器具ランプ、空調機フィルターは県への報告・協議を経た上で事業者で購入し実費を県へ請求するとの認識でよろしいでしょうか。若しくは現物の支給となるのでしょうか。	現物支給となります。
106	建築設備	37	4	5	(2)	ウ	(1)		県の負担となる消耗品が、照明器具ランプ、空調機フィルターと明記されていますが、その他の消耗品について負担割合の協議は認めていただけるのでしょうか。	本項に関して、照明器具のランプ、空調設備のフィルター以外の消耗品は事業者の負担です。
107	修繕業務	37	4	5	(2)	オ			「維持管理計画書に基づき修繕を行うこと」との記載がありますがここで言う修繕は、要求水準書 P35の用語の定義で規定される修繕を指すものであり、大規模修繕は含まないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	修繕業務	37	4	5	(2)	オ			維持管理における設備機器の更新は、本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	日常清掃業務	41	4	8	(3)	ア			日常清掃業務を行う維持管理会社職員について、県職員と更衣室は分けたほうが良いでしょうか。	分けてください。
110	トイレ清掃業務	40	4	8	(3)	ア	(1)		「毎日1回以上」「汚物は毎日収集」とありますが、閉庁日等、本施設が使用されていないときは対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	ガラス清掃業務	41	4	8	(3)	イ	(ウ)		ガラス清掃を年1回以上行うこととありますが、全外装ガラスが対象でしょうか。それとも場所によっては事業者の提案により、年1回以下でもよいでしょうか。	全外装ガラスを対象に年1回以上実施するものとします。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
112	ごみ分別・回収業務	41	4	8	(3)	ウ			ごみ分別・回収業務について、事務室等の回収は各職員様のごみ箱内のごみを回収するのでしょうか。それとも各事務室内に、ごみ分別ステーションがあり、そこまでは職員様が出し、ステーションから敷地内ゴミ庫までを事業者が運ぶという解釈でよいでしょうか。	清掃業務の対象となっていない諸室のごみは、県職員等が諸室からごみ置き場まで運びます。
113	ごみ分別・回収業務	41	4	8	(3)	ウ			ごみ分別・回収業務について、敷地内のごみ庫から場外への廃棄物運搬処理業務は本事業の対象外という解釈でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	ごみ分別・回収業務	41	4	8	(3)	ウ			ゴミ収集運搬処理は費用に含まれますでしょうか。	No.113の回答を参照してください。
115	業務の対象	41	4	9	(1)				「駐車場・駐輪場（臨時駐車場を含む）」とありますが、駐車場管理業務の開始時期は、立体駐車場の供用開始時（平成33年3月）と理解してよろしいでしょうか。業務の開始時期、並びに業務対価が支払われる期間及び業務対価を計上するサービス購入料Bの種類を明確化願います。	駐車場管理業務の開始時期は、立体駐車場の供用開始時からです。 駐車場管理業務に係るサービス購入料は、平成33年3月分はサービス購入料B-3に、平成33年4月以降はサービス購入料B-4に含まれます。
116	業務の範囲・要求水準	41	4	9	(2)				駐車場の機械式ゲートの修繕は本事業に含むとし、更新については大規模修繕に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	業務の範囲・要求水準	41	4	9	(2)				利用料金については、事業者は県に売上げを納める料金徴収代行を行うこととありますが、その場合第3号警備業務(貴重品運搬)の資格は必要でしょうか。	応募者(事業者)において判断してください。
118	業務の範囲・要求水準	41	4	9	(2)				駐車券等の消耗品はサービス購入料B-3「立体駐車場等」に計上すればよろしいでしょうか。	No.115の回答を参照してください。
119	使用料の徴収	42	5	4					付帯事業について、テナントが入っていない場合の使用料については支払う必要があるのでしょうか。	テナントの入居にかかわらず、使用料を徴収します。
120	使用料の徴収	42	5	4					付帯事業について、売上が乏しい場合、貴県からの補填はございますでしょうか。	ありません。
121	使用料の徴収	42	5	4					使用料はSPCが県に支払うことになるのでしょうか。それとも付帯事業者が直接、県に支払うのでしょうか。	S P C が県に支払ってください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
122	使用料の徴収	42	5	6					付帯事業の食堂又は売店について、庁舎内ではなく、別棟とすることは可能でしょうか。	庁舎と別棟とすることは可能です。
123	総括責任者及び業務責任者	46	6	1	(1)	ア			総括責任者と各業務責任者は兼務可能でしょうか。	可能です。



愛知県警察運転免許試験場整備等事業「要求水準書」に関する質問・回答

資料

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	冊	(冊)	英字		
124	資料1 位置図								敷地北西の擁壁にトンネル状の通路がありますが、この取り扱いは提案によると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	資料3 インフラ状況図	2							この資料はガス管路を示すものと考えればよろしいでしょうか。またメータの数が1枚目と異なりますが、2枚目が正でしょうか。管路はいずれも低圧でしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
126	資料3 インフラ状況図	3,4							下水道の取合点が不明です。取合点をご教示ください。敷地内最終放流柵のサイズ、柵深さ、取付管管底レベルをご教示ください。	No.82の回答を参照してください。
127	資料4 地質調査結果								建屋建設予定地は元々池があったようで、No1とNo3のデータの差異が大きくなっております。間を補間する地盤データがあれば開示願えませんでしょうか。また、可能であれば西棟、東棟建設時の杭施工状況報告書も開示願えませんでしょうか。	質問の地盤データには該当しませんが、No.75の回答に関連して他の地盤データを要求水準書資料として配付します。杭施工状況報告を開示する予定はありません。
128	資料11 必要諸室及び仕様リスト 清掃範囲								日常・定期清掃範囲は要求水準書資料11に記載した内容で理解して宜しいでしょうか。	補足説明します。 「清掃範囲」に を付した諸室を対象に実施してください。なお、ガラス清掃は施設全体を対象とします。
129	資料11 必要諸室及び仕様リスト 清掃範囲								日常清掃で時間指定箇所はございますでしょうか。	要求水準書（本編）以外にはありません。
130	資料11 必要諸室及び仕様リスト N03								No.3赤十字献血 赤十字献血と献血車両の駐車位置の関係性はありますでしょうか。 また、献血車両の大きさをご教示ください。	エントランスホールを介して、できるだけ近接させてください。献血車両の大きさは次のとおりです。 ・長さ：約9～11m ・幅：約2.5m 車両と電動横屋根下スペース計5～6m ・高さ：約3～3.5m

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	冊	(冊)	英字		
131	資料11 必要諸室及び仕様リスト N05, 10 ~ 19, 25								No.5外郭用事務室(原付講習)、No.10~19免許課事務室~聴聞・拒否保留事務室、No.25外郭用事務室(安全講習所) これらの諸室の関係性・位置関係についての条件(特記)はありませんでしょうか。	ありません。
132	資料11 必要諸室及び仕様リスト N07~9								No.7,8当直室、No.9浴場 当直室2室に対して、浴場(シャワー室)は1ヶ所ですよろしいでしょうか。	浴場は1室ですが、特記仕様のとおり、当直室2室から直接出入りが可能としてください。
133	資料11 必要諸室及び仕様リスト N010								No.10免許課事務室(参事官室含む)の参事官室の間仕切りの高さは、提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	天井までとし、空気調和に配慮してください。
134	資料11 必要諸室及び仕様リスト N010~19								N010~19の事務室について「各諸室は、ロッカー、パーティション等によって区画して使用する」とありますが、「ロッカー、パーティション等」は県が用意されるもので、県のご判断で区画されることから、入札価格に含む必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	資料11 必要諸室及び仕様リスト N020								N020の必要床面積は、N0106と同じでよろしいでしょうか。	同規模としてください。
136	資料11 必要諸室及び仕様リスト N023								No.23講習相談室の間仕切りの高さは、提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	天井までとし、空気調和に配慮してください。
137	資料11 必要諸室及び仕様リスト N031,34								No31, 34 適性検査室 発熱量について、単位が「kJ/g」とありますが、「kJ/h」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正の上、公表します。
138	資料11 必要諸室及び仕様リスト N031~35								No.31~35適性検査室 これら各検査室へはそれぞれ交通部分から出入りすると考えてよろしいでしょうか。	直接出入りできるようにしてください。
139	資料11 必要諸室及び仕様リスト N047								No.47証紙売場(学科)の特記仕様に記載のある「証紙購入後、円滑に各種申請窓口(学科)へ移動できる配置」とありますが、ここでいう「各種申請窓口(学科)」とは、N063各種申請窓口(学科)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	冊	(冊)	英字		
140	資料11 必要諸室及び仕様リスト N056								No.56適性検査室 「壁等で隔離した聴力検査室(10mで車椅子が出入する)を整備する。」とありますが、レイアウト参考図があれば開示願えませんでしょうか。	次の諸元を確保してください。 ・長さ : 10m ・幅 : 車椅子が出入り可能な幅 ・出入口: 室の端部(長さ10mの端部) 参考図を開示する予定はありません。
141	資料11 必要諸室及び仕様リスト N057								No.57の身障者相談室の書棚は、事業者にて調達するのでしょうか。またこの書棚の収納容量や寸法等は提案と考えるとよろしいでしょうか。	本事業の事業範囲外です。修正の上、公表します。
142	資料11 必要諸室及び仕様リスト N062								No.62の受付カウンター7窓口の受付用途を全て具体的にご教示願います。	技能試験受付5つ、指定教習所卒学科試験受付2つです。
143	資料11 必要諸室及び仕様リスト N063～65								No.63～65の特記仕様に記載のある「8窓口のうち残りの4つの窓口」の役割を具体的に明記していただけないでしょうか。	学科の各種申請となります。
144	資料11 必要諸室及び仕様リスト N063～65								No.63～65の特記仕様に「事務室(免許作成・管理、適性管理、外郭)と相互に円滑な往来が可能な配置とする。」とありますが、この事務室は、N058の部屋と理解してよろしいでしょうか。また、N063～65と、この事務室(免許作成・管理、適性管理、外郭)とは、廊下等の共用部分を介して円滑な往来が可能な配置でもよいと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問について、N056適性相談室、N057身障者相談室、N058事務室(免許作成・管理、適性管理、外郭)となります。 後段の質問について、質問の内容でも可能ですが、極力共用部分を介することなく往来が可能となるよう配置してください。
145	資料11 必要諸室及び仕様リスト N063～65								N0.63～65の特記仕様に記載のある「視力検査室に円滑に移動できる配置とする」とは、N054視力検査(学科のみ)、N055視力検査のどちらのことを指しているのでしょうか。それとも両方の部屋を指しているのでしょうか。	N054視力検査(学科のみ)、N055視力検査の両方を指します。なお、提案に委ねますが、この2室を隣接させる必要はありません。
146	資料11 必要諸室及び仕様リスト N065								No65外国免許切替受付付近の3～4人掛けソファは、資料26-1調達備品リストに記載がないため、事業者にて調達する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	資料11 必要諸室及び仕様リスト N066								No.66湯沸室の特記仕様に「職員用事務室の室内に整備」、また「当階の3箇所に分散設置」とありますが、設置するのは、N058事務室(免許作成・管理、適性管理、外郭)及びN062職員用事務室でよろしいでしょうか。また、もう1箇所の設置場所は提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、諸室形状等の事業提案を踏まえ、要求水準書・第3・1(3)ア(ア)の設計内容の協議において決定します。提案に当たっては、この点を考慮してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
148	資料11 必要諸室及び仕様リスト N094								No.94講習室(普及所) 用途では「外郭団体が使用する。」とありますが、来場者が講習を受ける室として交通部分からの出入が必要でしょうか。	外郭団体が、来場者を対象に交通安全普及講習室として使用するという意味であり、交通部分から出入り可能としてください。
149	資料11 必要諸室及び仕様リスト N095								No.95速度・重複・処理 用途では「外郭団体が、適性検査室として使用する。」とありますが、来場者の検査室として使用するということでしょうか。また、交通部分からの出入がそれぞれに(3ヶ所)必要でしょうか。 レイアウト参考図があれば開示願えませんでしょうか。	外郭団体が、来場者を対象に適性検査室として使用するという意味であり、交通部分から出入り可能としてください。 扉は、速度、重複、処理の各室ごとに設置してください。各室内の3つの検査スペースそれぞれに扉を設置する必要はありません。 参考図を開示する予定はありません。
150	資料11 必要諸室及び仕様リスト N0101								No.101職員用事務室 「室内に、印刷室、湯沸室を整備する。」とありますが、それぞれを壁で区画する必要がありますでしょうか。その場合、印刷室の大きさをご教示ください。	印刷室は壁で区画する必要はありません。湯沸室は壁又は間仕切りで区画してください。
151	資料11 必要諸室及び仕様リスト N0107								No.107 0A室 「重量のある機器の搬入、搬出」について、機器の重量と大きさ(必要開口の大きさ)をご教示ください。	機器の重量(床荷重)、開口の大きさは、資料19-1を参照してください。
152	資料11 必要諸室及び仕様リスト N0112								No.112不合格者通知 「職員用事務室(試験事務)に近接する。」とありますが、交通部分を介するなど、特に接しなくてもよろしいでしょうか。	交通部分に接してください。学科試験受験者に対して直接不合格通知を交付します。
153	資料11 必要諸室及び仕様リスト N0138,139								No.138四輪車庫、No.139二輪車庫 車庫内に整備する諸室やピット等の大きさと位置関係についてご教示ください。	参考値を提示します。 ・事務室：10㎡ ・倉庫：15㎡ ・リフト：100㎡(整備作業面積) ・コンプレッサー室：8㎡ これらを一体的に運用可能なように配置してください。
154	資料11 必要諸室及び仕様リスト N0138,139								No.138四輪車庫、No.139二輪車庫 駐車レイアウトについて、レイアウト参考図があれば開示願えませんでしょうか。	参考図を開示する予定はありません。
155	資料11 必要諸室及び仕様リスト N0135,136								四輪及び二輪発着場の必要天井高さをご教示ください。	四輪発着場は有効高さで5.5m以上を、二輪発着場は4.0m以上を確保してください。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	冊	(冊)	英字		
156	資料11 必要諸室及び仕様リスト N0135								四輪発着上の特記仕様に「プラットフォームとの間に防護策を整備する」とありますが、発着場の参考図のどの部分のことかご指示ください。	補足説明します。 資料17-4 発着場の参考図の長手方向に来場者の動線・通路(図の下部分)を確保してください。来場者の動線・通路とプラットフォームとの間に、保有車両の規格(回転半径等)、来場者の安全性の確保を考慮の上、防護柵を整備してください。
157	資料11 必要諸室及び仕様リスト								解体される自動車練習所の機能は、新庁舎に移設されますでしょうか。その場合、必要諸室及び仕様リストのどの諸室に該当しますでしょうか。	未定です。
158	資料11 必要諸室及び仕様リスト								合格発表盤を設置する部屋は、提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	N0116第1試験室、N0117第2試験室、N0118第3試験室に設置します。
159	資料11 必要諸室及び仕様リスト								学科試験合格者の「交付手数料」は、No47証紙売場(学科)で支払うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	資料12 ローリング計画図								Step1~Step7までの工程の指示がありますが、各工程における雨水排水計画が不明です。各ステップごとの雨水排水計画、もしくは敷地内の既設雨水排水の状況が分かる資料を御提示いただけないでしょうか。	既設雨水排水の状況が分かる資料を要求水準書資料として配付します。
161	資料13 既設施設								要求水準書資料13に既設図面がありますが、構造図がありません。構造図は参照を重ねる資料ですので閲覧ではなく追加資料としていただけないでしょうか。	No.75の回答を参照してください。
162	資料15 設計業務及び建設業務完了後の提出書類	2		2	(1)				防災計画図書の具体的内容をご教示いただけますでしょうか。	建築基準法及び消防法に適合していることのほか、個別の建築条件を考慮し、各所から避難計画を検討するなど、総合的に安全性を有している建物であることを示す計画書を意図します。
163	資料16 新運転免許試験場における業務の種類、使用諸室及び流れ								1ページの再試験来場者の流れには「適性試験」の記載があり、6ページの業務流れ図詳細(再試験)には適性試験の記載がありません。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	業務の流れ図詳細(再試験)が正です。修正の上、公表します。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	冊	(冊)	英字		
164	資料16 新運転免許試験場における業務の種類、使用諸室及び流れ								3ページの業務流れ図詳細 に記載のある「試験受付カウンター2箇所(県内、県外)」は、資料11のどの部屋に該当するのでしょうか。	N063各種申請窓口(学科)、N064有効期限切れ、N065外国免許切替受付が該当します。
165	資料16 新運転免許試験場における業務の種類、使用諸室及び流れ								4ページの業務流れ図詳細 1に記載のある「受験相談窓口」は、資料11のどの部屋に該当し、何窓口必要でしょうか。	N0103職員用事務室(学科)が該当します。窓口はカウンター窓口1つで構いません。
166	資料16 新運転免許試験場における業務の種類、使用諸室及び流れ								8ページの業務流れ図詳細 (外国免許切替 外国免許 国内免許)にある「知識確認ルーム」は、資料11のどの部屋に該当するのでしょうか。	N0105外国人免許切替が該当します。
167	資料16 新運転免許試験場における業務の種類、使用諸室及び流れ								9ページの業務流れ図詳細 免許証更新にある「更新・期限切受付カウンター及び事務室」は、資料11のN058事務室(免許作成・管理、適性管理、外郭)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	資料16 新運転免許試験場における業務の種類、使用諸室及び流れ								10ページの業務流れ図詳細 再交付にある「再交付受付カウンター及び事務室」は、資料11のN063「各種申請窓口(学科)」と理解してよろしいでしょうか。	N058事務室(免許作成・管理、適性管理、外郭)が該当します。
169	資料16 新運転免許試験場における業務の種類、使用諸室及び流れ								10ページの業務流れ図詳細 記載事項変更(住所等の変更届)にある「受付カウンター事務室」は、資料11のN063「各種申請窓口(学科)」と理解してよろしいでしょうか。	N058事務室(免許作成・管理、適性管理、外郭)が該当します。
170	資料16 新運転免許試験場における業務の種類、使用諸室及び流れ								13ページの業務流れ図詳細 (違反者講習)にある「講習センター1階」及び「講習センター5階」は、資料11のどの部屋に該当するのでしょうか。	いずれもN040違反者講習室に該当します。
171	資料17-1 諸室ゾーンのイメージ								解体される自動車練習所の機能は、どのゾーンのどの諸室に該当するのでしょうか。	未定です。
172	資料17-4 発着場の参考図								現状の二輪発着場の平面図を開示ください。	既設の二輪技能試験コースに関して要求水準書資料を配付します。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字		
173	資料19-1 マシン室工事特記仕様書	3		1	(8)	オ			コンピュータ機器用UPS(100kVA)は事業者の施工範囲でしょうか。要求水準書の静止型電源装置の項目でマシン室の電源はCVCFから供給する計画になっていますが、UPSの入力電源はCVCFからの供給が必要という理解でよろしいのでしょうか。	本資料のUPSは、CVCFの誤りです。修正の上、公表します。 その上で、前段の質問については、県が設置します。
174	資料20 学科試験・合格発表システム、講習システム仕様書								移転設備としてリストに機器名・数量が挙げられておりますが電源供給のみ対応するものと考え、その他取付・調整・機器間配線については別途工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	資料20 学科試験・合格発表システム、講習システム仕様書								(3)監視カメラ機器は、どこに移転される予定でしょうか。資料21 監視カメラ設備等工事特記仕様書で指示される以外の諸室と推測いたしますが、具体的にご教示願います。	N054視力検査(学科のみ)の前の順番待ちスペースとN063各種申請窓口(学科)、N064有効期限切れ及びNO外国免許切替受付の前の順番待ちスペースに設置する予定です。
176	資料20 学科試験・合格発表システム、講習システム仕様書								学科試験・合格発表システム、講習システムは、特に記載がない限り、設置場所や設置台数の想定は提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	諸室形状等の事業提案を踏まえ、要求水準書・第3・1(3)ア(ア)の設計内容の協議において決定します。提案に当たっては、この点を考慮してください。
177	資料21 監視カメラ設備等工事特記仕様書								「管理諸室に設置する録画機器で常時映像の録画を可能とし、また録画用ディスプレイで確認可能とすること」とありますので、監視カメラの映像は、県の職員の方が随時確認されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	資料21 監視カメラ設備等工事特記仕様書	1		1	ア				録画機器及び録画用ディスプレイを設置する管理諸室である「当直室」は、資料11必要諸室及び仕様リストのNO.7の当直室でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	資料21 監視カメラ設備等工事特記仕様書	1		1	ア				録画機器及び録画用ディスプレイを設置する管理諸室である「事務室」は、資料11必要諸室及び仕様リストの中のどの諸室でしょうか。	N0103職員用事務室(学科)です。
180	資料25-3 技能試験コース整備図								コース西側部分に、実施方針公表時の同資料にはなかった矩形の記載がありますが、これは何を示すのか御教示願います。(添付資料参照)	原付講習のスペースです。
181	資料25-4 技能試験コースに設置する機器及び工作物等仕様書								撤去一覧に記載されている信号機や踏切警報機等の設備仕様や現状の配置、埋設配線ルートを御教示下さい。	設備仕様は、新設する設備と同等としてください。配置は資料2を参照してください。埋設配線ルートはありません。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							質問内容	回答
		頁	第	数	(数)	冊	(冊)	英字		
182	資料26-1 調達備品リスト								N054視力検査(学科のみ)、N055視力検査、 N059更新写真室の間仕切りの高さは、提案に委 ねられると考えると考えてよろしいでしょうか。	いずれの諸室も、区画を区切るのみで(必要面 積を確保する)、間仕切りは必要ありません。 修正の上、公表します。